

農林水産事務所農業改良普及課の再編について

1 再編の内容

農業者への支援やサービス提供の水準を維持・向上するため、11農業改良普及課・3駐在室(14拠点)を8農業改良普及課・4駐在室(12拠点)に統合した。

2 基本的な考え方

- (1) 各拠点の設置については、販売農家数、経営耕地面積、農業産出額等を考慮した。
- (2) 農業改良普及課の設置については、原則として各農林水産事務所1か所とした。
ただし、東三河農林水産事務所については、県内の農業産出額の半分近くを占める農業地帯であることを考慮して2か所とした。
- (3) より高度な普及指導活動が展開できるよう、普及指導員の配置に当たっては専門分野(作物、野菜、花き、果樹、畜産の5分野)ごとの複数人配置を基本とし活動拠点の統合を進めた。

3 統合の効果

- (1) 専門化・高度化する農業(者)への対応、緊急時や農業者からの要望に対する迅速かつ的確な対応、普及職員の資質向上が図られる。
- (2) 専門分野ごとの複数人配置について、平成19年度の32分野(全体延べ分野数の46%)から再編後の44分野(同73%)に増加。

